削除請求に関する制度の動向

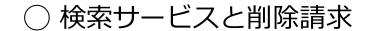
2017.05.16. 小向 太郎 Taro KOMUKAI, Ph.D. 日本大学 危機管理学部 教授

- 1. 削除請求に関する論点
 - 1-1. 「時の経過」と媒介者責任
 - 1-2. ネットワーク上の媒介者責任
 - 1-3. 媒介者の責任制限制度
- 2. 米国EUと制度
 - 2-1. 米国通信品位法の免責規定
 - 2-2. 消去権(忘れられる権利)
 - 2-3. 欧州デジタル単一市場戦略
- 3. 制度の比較
 - 3-1. 検索サービスと削除請求
 - 3-2. 個人情報と本人の意思反映
 - 3-3. 青少年の個人情報に対する保護

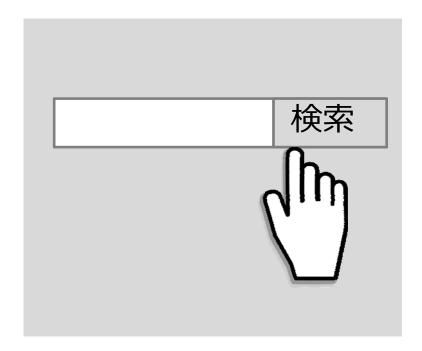
1. 削除請求に関する論点

1-1. 「時の経過」と媒介者責任

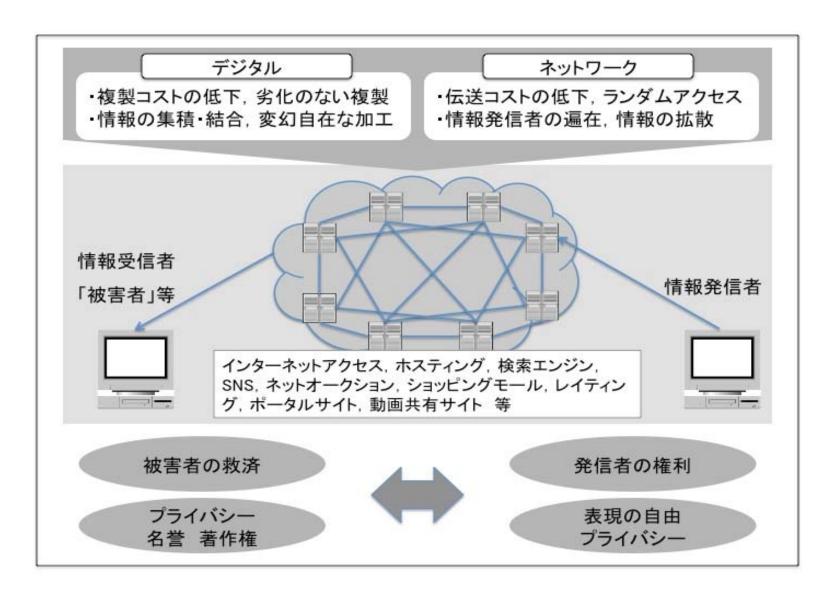
○「忘れられるべき」情報







1-2. ネットワーク上の媒介者



出典:小向太郎『情報法入門(第3版)デジタル・ネットワークの法律』NTT出版(2015)140頁

1-3. 媒介者の責任制限制度

	CDA (アメリカ)	DMCA (アメリカ)	電子商取引指令 (EU)	プロバイダ責任 制限法(日本)
対象分野	名誉毀損・わい せつ等	著作権侵害	権利侵害一般	不法行為一般
ISP等の媒 介者責任	ほぼ全面的免責	サービス態様 (アクセス・ホ ャッシング・検 スティング・検 索サービス) を との責任制限を 明示	サービス態様 (アクセス・キャッシング・ホスティング)ごとの責任制限を明示	善意無過失・対 処手段のない場 合に免責
削除等を行 うことによ る責任	善意で自発的に 行った行為には 責任なし(グッ ド・サマリタン 条項)	ノーティス・ア ンド・テイクダ ウン、権利侵害 が認められない 場合の復旧義務 等	規定なし	権利侵害がある と信じるに足る 場合に免責、発 信者に照会の上 削除等を行う手 続
発信者情報 開示請求	なし(一般のデ ィスカバリ手 続)	文書提出命令	迅速な措置を可 能にする手続を 要請	発信者情報開示 請求権

出典:小向太郎『情報法入門(第3版)デジタル・ネットワークの法律』NTT出版(2015)176頁

2. 米国とEUの制度

2-1. 米国通信品位法の免責規定

○ 1996通信法の一部として成立した通信品位法(CDA)は、青 少年保護に関する規制(違憲訴訟により一部違憲)や、プロバ イダの責任について定めている

定義(双方向コンピュータサービス)	コンピュータサーバへの複数のユーザによるコンピュータへのアクセスを提供または許可する全ての情報サービス、システムまたはアクセスソフトウェアのプロバイダ((f)(2))
他者の発信情報に関 する免責	双方向コンピュータサービスのプロバイダまたはユーザは,自分以外のコンテンツプロバイダによって提供された情報について公表者(publisher)や表現者(speaker)として扱われてはならない((c)(1))
「グッドサマリタ ン」条項	双方向コンピュータサービスのプロバイダまたはユーザは、違法な情報に対して削除等の措置を取ることに関しては、善意で自発的に取られる限りにおいては責任を問われない((c)(2))

O Communications Decency Act of 1996, 47 U.S.C. §230.

(参考) Zeran v. America Online

○ 通信品位法の免責規定は、プロバイダが名誉毀損情報等の存在 を知っていても適用されると考えられている

Zeran v. America Online

- BBS上の名誉毀損の書き込みついてAOLに削除を要求したところ、 AOLが削除を不当に遅らせたことなどによって被害を受けたとして 提訴
- 「プロバイダに会員のコンテンツに対する不法行為責任を課せば、 表現の自由に対する萎縮効果につながる。プロバイダに責任を課せ ば、プロバイダは書き込まれるメッセージの数と種類を厳しく制限 することになる」
- 通信品位法230条の規定は、自社のシステム上で第三者が発信した 名誉棄損情報についてプロバイダがその存在を知っていても適用に なる

O Zeran v. America Online, 129 F.3d 327 (4th Cir. 1997) .

(参考)検索サービスに関する係争例

○ 通信品位法の免責規定は、検索サービス提供事業者にも適用されている

Parker v. Google, Inc.

- Usenetの過去ログに含まれる名誉毀損表 現等が検索結果に表示されることに対し て、名誉毀損、プライバシー侵害である として損害賠償等を求めて提訴
- 「検索サービスの提供者であるグーグルは、通信品位法230条における双方向コンピュータサービスのプロバイダであり、免責規定の適用を受ける」

Mmubango v. Google, Inc.

- 匿名の第三者による名誉毀損発言が検索 結果に表示されることについて、検索エ ンジンからの削除を繰り返し求めたが、 受け入れられなかった事に対して、損害 賠償等を求めて提訴
- 「グーグルは、第三者の発言を公表する ことについての「決定」を行った場合で も、州法上の名誉毀損責任を負わない。 同様に、一度公表した第三者の発言の削 除を行わないことでも責任を負わない」

- O Parker v. Google, Inc., 422 F. Supp. 2d 492 (2006).
- Mmubango v. Google, Inc., 57 Comm. Reg. (P & F) 1036 (E.D. Pa. Feb. 22, 2013).

2-2. 消去権(忘れられる権利)

【一般データ保護規則(GDPR)】

- 第17条 消去権(忘れられる権利)
- 第1項 以下の場合に、個人データの削除とそのデータの頒布の中止 を遅滞なく行わせる権利があり、管理者はこれを行う義務を負う。 (a)収集目的の終了、(b) 同意の取り下げ、(c) 異議申し立て、 (d)違法な処理、(e)法律上の個別要請、(f)情報社会サービスで集 められた子供の情報
- 第2項 管理者が個人データを公表している場合には、上記に該当する管理者は利用可能な技術と実施のコストを考慮に入れて、当該データを処理している他の管理者に、データ主体が当該個人情報へのリンク、複製、再配布について消去を求めれていることを知らせるために、技術的な手法も含めて合理的手段を取らなければならない。
- 第3項 例外規定(表現の自由、法定の義務、公共の利益等)
- General Data Protection Regulation (Regulation (EU) 2016/679)

2-3. 欧州デジタル単一市場戦略

- (1) 消費者と事業者にとってのデジタル商品役務への欧州横断的 なより良いアクセス
- (2) デジタルネットワークと革新的なサービスが発展するための 適正な条件と均等な機会の創出
 - →「オンライン媒介者の責任」 (COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT "A Digital Single Market Strategy for Europe - Analysis and Evidence "June 6, 2015, 44.)
- (3) デジタルエコノミーの潜在的成長力の最大化

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-4919_en.htm

※「オンライン媒介者の責任」は、その後、具体的なアジェンダの主要項目には挙がっていない

3. 制度の比較

3-1. 検索サービスと削除請求

○ 検索サービス事業者に対する検索結果の削除要請については、日 米欧で、異なる考え方がとられている。

	日本 (最決H29.1.31)	米国 (CDA)	EU (GDPR)
問題となる責任	不法行為責任	不法行為責任	データ管理者の義務
削除請求が認め られる場合	当該事実を公表され ない法的利益と当該 リRL等を検索結果 リストンの は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	原則として免責が認められ削除義務を負わない ※著作権侵害の場合は、侵害の通知がある場合には速やかに削除又はアクセス不能とすることが求められる	データ主体が個人デ ータの処理に異議を 唱えており処理に法 的な根拠がない場合、 またはデータ主体が 処理に異議を唱えた 場合(GDPR17条1 項(C)) 等

3-2. 個人情報と本人の意志反映

○ 本人意思反映のためのアプローチとしては、①利用目的の通知・公表(透明性の確保)、②本人同意の取得・オプトアウト、③開示・訂正・利用停止等の請求、などが考えられる。

	収集	利用	提供
<u>EU</u>	特定の目的のための処理に対する本人の同意、正当な利益のために必要な場合等	同意の範囲内、同意の 撤回が常時可能	同意の範囲内、同意の 撤回が常時可能
U.S.	不公正または欺瞞的な 行為または慣行の禁止	不公正または欺瞞的な 行為または慣行の禁止	不公正または欺瞞的な 行為または慣行の禁止
日本	利用目的の通知・公 表、不適正取得の禁止	目的外利用の禁止	本人の同意

3-3. 青少年の個人情報に対する保護

	日本	米国	EU
法律等	個人情報に関する 特別の法令なし	COPPA (Child Online Protection)	GDPR (General Data Protection Regulation)
保護内容	_	 個人情報の収集、利用、開示に、通知と、親からの検証可能な同意 親による児童の情報へのアクセス権と、以後の利用を拒否する機会 * 情報の削除については、カリフォルニア州「消しゴム法」等 	 第8条 児童の同意 親権者の同意または許可(1項) 上記が、利用可能な技術を十分に駆使して確実になされる合理的な努力(2項) 第17条 消去権 第8条のサービスに関して収集された情報は消去権の対象(1項(f))
対象 事業	_	• Webサイト、オンライ ン・サービス	情報社会サービス
保護 対象	-	• 13歳未満の児童	16歳未満の児童各国の法律で13歳まで 引き下げ可
備考	青少年インターネット環境整備法	Sexual Predator Act PROTECT Our Children Act	欧州評議会「児童の性的被 害防止条約」

参照:小向太郎「インターネット上における青少年保護に関する制度の動向」危機管理学研究(2017)